

特集
水道法の改正

おいしい水をより安全に

より安全でおいしい水道水を安定してお届けできるよう、今年四月に水道法が改正されます。改正水道法は、ビルなどの貯水槽の管理の強化や水質検査の結果などについての情報提供などを規定しています。市では、これからもおいしい水道水を安心して飲んでいただけるよう、水道水の衛生管理の充実を図っていきます。

水道の管理体制を強化

改正のポイントは、「ビルなどの小規模貯水槽の管理の充実」「利用者への情報提供の推進」「第三者への業務委託の制度化」「広域化に対応した管理体制の強化」「利用者の多い自家用水道への水道法の適用」の五点です。今回は、市民のみなさんと直接かかわりのある、「小規模貯水槽の管理」と水道についての情報提供」の二つについてお知らせします。

改正 その1

小規模の貯水槽も 管理責任を明確化

ビルなどの貯水槽の管理が十分でない
と、水が「まずい」「かび臭い」などい
った問題が生じます。市内にはビルの貯
水槽が約千四百基あり、そのうち十立方
メートル以下のものが約千五百基あります。
これまで、容量が十立方メートルを超える
貯水槽については、県民局への届け出
のほか、年一回の清掃と検査が義務付け



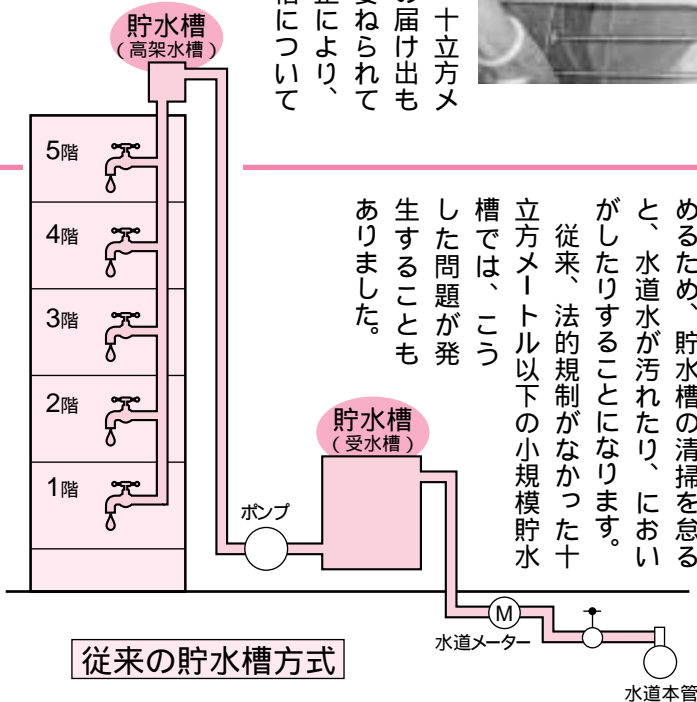
貯水槽の清掃

られていました。これに対し、十立方メ
ートル以下のものは県民局への届け出も
不要で、設置者の自主管理に委ねられて
いました。今回の水道法の改正により、
規模に関係なくすべての貯水槽について
設置者の管理責任が明確化
され、水道事業者(水道局)
は設置者に対して定期的に
水質検査や清掃を行うよう
指導や助言ができるように
なります。

なぜ貯水槽の管理が必要なの？

水道水は、地下水を水源地に集めて消毒
した上で高台にある配水池に送られ、高低
差を利用して各家庭に届けられます。この
ため、ビルなどの高い建物では、水圧が足
りずに高い階までは水を送ることができま
せん。そこで高い建物では、地下や一階に
貯水槽を設けて水道水をため、ポンプで屋
上の水槽に上げてから各家庭に送ります。
このように、水道水をいったん貯水槽にた
めるため、貯水槽の清掃を怠る
と、水道水が汚れたり、におい
がしたりすることになります。

従来、法的規制がなかった十
立方メートル以下の小規模貯水
槽では、こう
した問題が
発生すること
もありました。



**改正
その2**

**水質などの
情報提供を進めます**

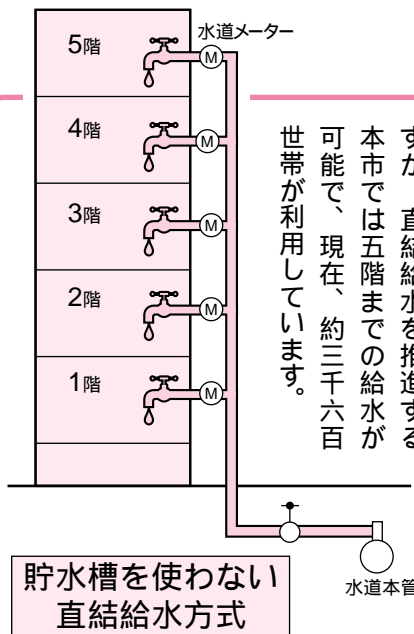
改正水道法では、水道事業者（水道局）に対し、利用者の知りたい情報を積極的に提供していくことを求めています。その主なものは、水質検査の計画や検査結果など水道の安全性のほか、水道事業に要する費用や料金負担などのコスト、

給水装置や貯水槽の管理についての情報などです。本市では、水質については、現在、「広報よっかいち」のほか、水道局の掲示板やホームページなどでお知らせしています。また、ホームページには、このほかにもたくさん情報を掲載しています。今後も、さらに積極的に情報提供を進めます。

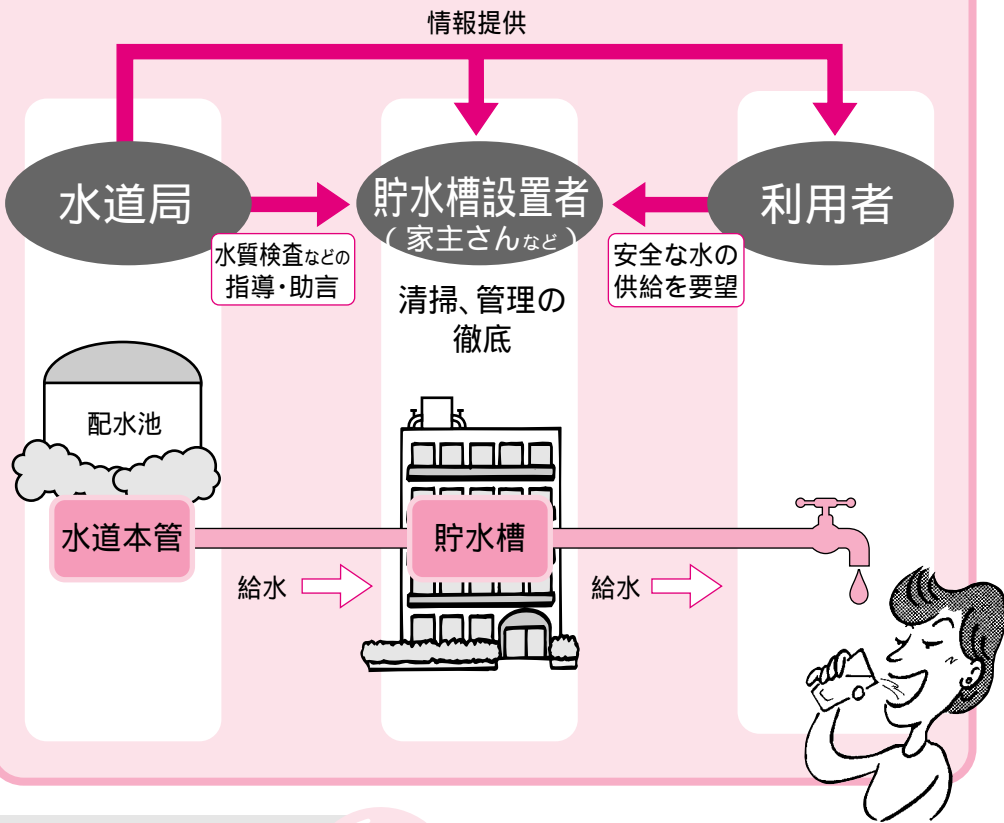
貯水槽の不要な直結給水方式を整備

本市では、法改正以前から、小規模貯水槽における水質の問題を解消するため、貯水槽が不要な直結給水方式の整備を進めてきました。

直結給水とは、貯水槽を使わず、水道局の配水管から直接、各家庭に配水する方法です。貯水槽は水質検査や清掃など、設置者の定期的な管理が必要ですが、直結給水はその必要がありません。直結給水は、全国的には三階もしくは四階までが一般的ですが、直結給水を推進する本市では五階までの給水が可能で、現在、約三千六百世帯が利用しています。



水道法改正後における水道局と貯水槽設置者の役割



安全でおいしい水とは？

本市の水道水は、三分の二が朝明川、三滝川、内部川など市内を流れる河川周辺や隣接する東員町地内の員弁川周辺の地下水、残りが三重用水など表流水を水源とする県営水道用水で、水道法に基づく四十六項目の水質基準をすべてクリアしています。

さらに、厚生労働省の「おいしい水研究会」がおいしい水の水質要件としている七項目（蒸発残留物、硬度、遊離炭酸、過マンガン酸カリウム消費量、臭気度、残留塩素、水温）について、その要件にほとんど適合する安全でおいしい水です。

